

[別紙]

台湾が同性結婚を合法化することの是非

2017年5月、司法院大法官は、同性結婚を認めていない現行民法は、婚姻の自由を保障する憲法第22条および平等権を保障する第7条に違反しているとする憲法解釈をおこなった。また、この憲法解釈にのっとって関連する法律の修正または制定が2年以内におこなわれなければならないとし、もしそれが実現しない場合には、同性の二人が合法的に婚姻関係を結ぶことを認めるとしている。ただ、すでに拘束力を持つ形で政策の実施が求められてはいるものの、これまでのところ、憲法解釈を受けて行政や立法が立法措置に積極的に動き出しているとは言いがたい。

台湾において長年論争や運動が展開し、また世界各地でもさかんに議論されている問題だが、ことなる立場どうしの対話は、ともすると感情的なものや罵倒になってしまいがちである。参加者のみなさんには、相手との真摯な対話のなかでみずからの主張をわかりやすく相手や審判に伝えることを心がけ、台湾社会の今後のありかたを深思する機会としていただきたい。

なお、すでに民法の婚姻規定を違憲とする大法官の憲法解釈が出ていることにかんがみ、本大会で言うところの合法化とは、民法の修正により同性結婚を異性結婚と同等の婚姻関係として認めることをさすものとし、民法とは別に同性結婚について規定する法律をもうけるべきだとする立場を合法化とは考えない。また、政府がこれから合法化すべきかどうかではなく、合法化がもたらしうる正負の側面について議論するものとする。それゆえ、「憲法の審査をおこなう大法官がこう解釈しているのだから合法化は是である」「すでに憲法解釈が出ており合法化は避けられない」などと主張することはできないが、他の論拠によって憲法解釈で言及されているのと同様の主張をすること、あるいは憲法解釈をめぐる各大法官の発言や官民の議論などを引用することはさしつかえない。

<参考>

大法官釋字第748號(同性二人婚姻自由案)

http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03_01_1.asp?expno=748